

令和 5 年 4 月 29 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01359

研究課題名（和文）クレジット・カードの民事規制の研究：チャージバックの活用による安全性の向上

研究課題名（英文）A Study of Civil Regulation of Credit Cards: Utilizing Chargebacks to Improve Safety

研究代表者

尾島 茂樹 (Ojima, Shigeki)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：50194551

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000 円

研究成果の概要（和文）：クレジット・カードの不正使用防止についてチャージバックを活用する観点から検討を行った。クレジット・カードの不正使用が行われる場所は、加盟店又は加盟店のサイトである。クレジット・カードが使用される際、加盟店に対し不正使用に対する注意を十分に行わせ、あるいは加盟店が関与する不正使用を防止するためには、不正使用が行われた場合には加盟店にその利用代金が支払われないようにすることが重要なインセンティブとなる。この観点から、不正使用の場合にはクレジット・カード発行会社が合理的にチャージバックを行うことにより、全体としてのクレジット・カードの不正使用を防止できることを主張した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国内で発行されたクレジット・カードの不正使用額は近時毎年増加しており、2022年は436億円に達し、統計を取り始めて以来最悪を更新している。クレジット・カードはキャッシュレス社会の推進のための重要なツールとなっており、一部は保険で補填されているとはいえ、その維持のためのコストとしては大きすぎる額であり、減少させることが重要な課題である。このような状況を改善するため、本来はカード発行会社主導で行われるチャージバックを積極的に活用し、クレジット・カードが使用される加盟店の場面で不正使用を予防することにより、不正使用額全体を減少させることを提言した。

研究成果の概要（英文）：I have examined the prevention of fraudulent use of credit cards from the point of utilizing chargebacks. Fraudulent use of credit cards occurs at the merchant's store or at the merchant's website. The important incentive for merchants to take sufficient precautions against fraudulent use of credit cards or to prevent fraudulent use by merchants is to ensure that the merchants are not paid for any fraudulent credit card uses. From this point of view, I argued that reasonable chargebacks by the credit card issuers in the case of fraudulent uses would prevent fraudulent use of credit cards as a whole.

研究分野：消費者法

キーワード：クレジット・カード チャージバック 民事規制

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景は、キャッシュレス社会を目指すわが国の方針に伴う法整備の必要性である。従来、わが国においてはあまり意識されてこなかったが、現金を所持することは実は危険である。わが国の治安は非常によいとされてきたものの、現金には紛失、盗難・強奪のリスクを伴う。治安が悪いとされていたアメリカでは、50ドルの現金所持も危険とされ、比較的少額の買い物でもクレジットカードが普通に利用されている。わが国がキャッシュレス社会を目指すのであれば、キャッシュレス決済手段としてのクレジットカードを安全に使えるための法整備が不可欠であると考えた。

クレジットカードの利用者がその使用を危険だと考える1つの大きな理由として、クレジットカードの不正使用がある。その総額は、近年増加し続けている。不正使用が抑止できれば、人々が安心してクレジットカードを使用することができるようになり、キャッシュレス社会の実現に寄与するのではないか。

### 2. 研究の目的

キャッシュレス社会が発展するに伴い、クレジットカードの資金決済手段としての重要性が高まるものと考えられる。それにもかかわらず、相変わらず不正使用額が巨額であり、一定の行政規制にもかかわらず増加し続けている。従来の典型的な不正使用であったクレジットカードの紛失・盗難によるものではなく、インターネット上で詐欺的にクレジットカードの仕組みが利用される場合や、そもそも国際的な規制がない故に契約当事者の契約にゆだねられている国際取引における詐欺的取引は、何らかの手段を講じることにより、被害を防止できるのではないか。ここでの検討課題の中心は、クレジットカードの加盟店における、または加盟店による不正使用の防止である。

そこで、まず、決済手段としてのクレジットカードの機能をより安全なものとするために、資金決済手段としてのクレジットカードの将来像を法的観点から検討し、その問題点とともにクレジットカードの有用性を提示することを目的とした。その際には、たとえば、わが国特有の「チャージバック」(不正使用があった場合のイシューアからアクワイアラーへの請求)のあり方に問題がないかを中心として検討することとした。すなわち、わが国においては、従来、「ネゴベース」といわれる独自の「チャージバック」が行われてきており、加盟店における、または加盟店による不正使用に十分対応できるものではなかったのではないか。わが国におけるチャージバックの実務を世界標準に近づければ、クレジットカードの利用がより安全になる。最終的な研究目的は、クレジットカードを中心とする安全なキャッシュレス社会の実現である。

### 3. 研究の方法

近時は、加盟店における、または加盟店による不正使用がクレジットカードの不正使用の中心であることに鑑み、このような不正使用を防止するという観点からの検討を中心とした。

第1に、現在の資金決済手段としてのクレジットカードの法的問題点を調査し、具体的問題点を明らかにすることとした。これにより、クレジットカードの不正使用の実態とその法的問題点が明らかになる。

第2に、わが国の状況、及び諸外国の状況を比較検討し、問題点についての包括整理、問題点の抽出を行うこととした。これにより、諸外国で同様の問題にどのように対処しており、どのような法規制がなされているかが明らかになる。

第3に、上記の基礎調査、包括整理に基づき、その結果に法的観点から検討を加え、研究課題への検討を深めることとした。これにより、わが国の問題点について、諸外国の法規制のあり方という観点から検討をすすめることができる。

第4に、それらを総括し、提言をまとめることとした。これを基に研究成果を論文(冊子)として発表し、さらに可能であれば必要に応じて立法提案の形にすることとした。これにより、クレジットカードの不正使用防止のための包括的規制についての提言を行うこととする。

### 4. 研究成果

クレジットカードの不正使用防止についてチャージバックを活用する観点から検討を行った。クレジットカードの不正使用が行われる場所は、加盟店又は加盟店のサイトである。クレジットカードが使用される際、加盟店に対し不正使用に対する注意を十分に行わせ、あるいは加盟店が関与する不正使用を防止するためには、不正使用が行われた場合には加盟店にその利用代金が支払われないようにすることが重要なインセンティブとなる。この観点から、不正使用の場合にはクレジットカード発行会社が合理的にチャージバックを行うことにより、全体としてのクレジットカードの不正使用を防止できることを主張した。

わが国では、従来は、クレジット・カード発行会社が積極的にチャージバックを行わないのが通常であった。しかし、近時は、チャージバックの有用性から、VISA、MasterCardなどのクレジット・カードの国際ブランドが積極的にチャージバックをさせるようになった。このような観点からは、わが国においても、加盟店における、または加盟店によるクレジット・カードの不正使用の防止にチャージバックが寄与するようになったといえる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 尾島茂樹	4. 巻 291
2. 論文標題 チャージバックの活用による クレジット・カードの安全性の向上	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 168-170
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尾島茂樹	4. 巻 63(2)
2. 論文標題 クレジットカード取引と社会のグローバル化	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 145-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 尾島茂樹	4. 巻 44
2. 論文標題 不動産ローンと消費者保護	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 15-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尾島茂樹	4. 巻 69(1・2)
2. 論文標題 クレジットカードの不正使用防止についての課題・メモ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名城法学	6. 最初と最後の頁 113-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尾島茂樹
2. 発表標題 不動産ローンと消費者保護
3. 学会等名 日本消費者法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

尾島茂樹（金沢大学）研究室 <a href="http://s-ojima.w3.kanazawa-u.ac.jp/">http://s-ojima.w3.kanazawa-u.ac.jp/</a>
--

6. 研究組織	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------